

公立鳥取環境大学施設整備委員会規程

平成27年11月5日
公立鳥取環境大学規程第45号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人公立鳥取環境大学組織規程第11条第1項第12号に規定する施設整備委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長が指名する副学長 1名
- (2) 学長が指名する副学長補佐 1名
- (3) 学長が指名する学部の専任教員 各1名
- (4) 学長が指名する人間形成教育センターの専任教員 1名
- (5) 副理事長
- (6) 事務局長

(任期)

第3条 前条各号に掲げる委員のうち、第3号及び第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、副学長をもって充てる。

- 2 委員長は委員会の会議を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(副委員長)

第5条 委員会に副委員長を置くことができる。

- 2 副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。
- 3 前条第3項の規定にかかわらず、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(定足数及び議決)

第6条 委員会は、委員の過半数以上の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 第2条第3号及び第4号の委員は、事故その他やむを得ない理由により委員会に出席できないときは、あらかじめ所属する学部又は人間形成教育センター（以下「学部等」という。）の長の承認を得て、それぞれ所属する学部等に所属する専任教員を代理人として出席させることができる。
- 4 前項の規定により、代理人が委員会に出席する場合は、代理人の行為を委員の行為とみなす。

(審議事項)

第7条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 施設整備計画に関すること
- (2) 施設の有効利用に関すること
- (3) その他施設に関する事項で学長から諮問された事項

(作業部会)

第8条 委員会には、必要に応じて作業部会を設置することができる。

- 2 作業部会は、職員のうちから委員長が指名する者をもって構成する。
- 3 作業部会は、副委員長が統括する。

(報告)

第9条 委員長は、第7条に規定する審議事項の審議結果を学長に報告するものとする。

(構成員以外の出席)

第10条 委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第11条 委員会の事務は、総務課が行う。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年11月5日から施行する。

附 則 (平成28年規程第1号)

- 1 この規程は、平成28年1月5日から施行する。
- 2 第3条の規定に関わらず、平成27年度中における委員の任期は平成28年3月31日までとする。